

平成29年度公益財団法人香川県農地機構担い手強化事業の事業主体の募集を行います。

(申請書及び報告書等の様式はWord形式でダウンロードできます。)

1 要望調査表の提出

事業の取組みを予定する者は、平成29年2月24日(金)必着までに要望調査表(別紙)を管轄している農業改良普及センターに提出してください。

ただし、青年農業者等組織活動支援事業対象者は除く。

名称	住所	連絡先(電話)	市町名
東讃農業改良普及センター担い手担当	さぬき市津田町津田 930-2	0879-42-0190	高松市、さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町
小豆農業改良普及センター担い手担当	小豆島町池田 2519 -2	0879-75-0145	土庄町、小豆島町、
中讃農業改良普及センター担い手担当	善通寺市生野本町 1-1-12	0877-62-1022	丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
西讃農業改良普及センター担い手担当	三豊市豊中町笠田竹 田 438-1	0875-62-3075	観音寺市、三豊市

2 調整

予算を超える要望調査表の提出があった場合は、ポイント制等の基準により調整いたします。

3 申請書の提出について

平成29年3月中旬頃に申請書の提出を求める文書を発送します。

4 申請書の提出期限

申請書の提出を求める通知があった者は、下記の提出期限までに管轄する農業改良普及センターに申請書を提出してください。

事業名	提出期限
新技術実証チャレンジ支援事業	平成29年5月1日(月)
農業体験研修支援事業	平成29年5月1日(月)
農地集積設備導入支援事業	平成29年5月1日(月)
青年農業者等組織活動支援事業	平成29年5月31日(水)
海外農業研修派遣支援事業	平成29年5月31日(水)

(注) 農地集積設備導入支援事業については、平成29年9月頃に再度公募します。

5 事業内容、事業対象者、補助率

事業名	事業内容	対象者	事業費等の額
新技術実証 チャレンジ 支援事業 ・個別経営 ・集落営農	認定農業者や集落営農組織の経営改善が図れるよう、新技術や新品種などの導入のための実証試験に要する経費を助成します。	認定農業者、集落営農組織	当該事業に要する経費の1/2以内の額(助成金上限1,000千円)の助成
農業体験研修支援事業	就農・就業相談者が農業体験研修を行う場合、農作業体験者の受入、指導に要する経費を、農作業体験研修受入農家に対して助成します。ただし、農作業体験研修期間は、1週間を単位として1週以上4週間以内。	農作業体験研修受入農家(農業士又は農業改良普及センター所長が推薦する農業者)	当該事業に要する経費として、10千円/週以内の額の助成
農地集積設備導入支援事業 ・個別経営 ・集落経営	認定農業者や新規就農者等が機構から農地を借り受けて経営開始又は規模拡大するのに伴い、必要な設備(耐久性資材を含む)の整備に要する経費に対して助成します。	認定農業者、新規就農者、認定農業者となることが確実と認められる集落営農法人等	当該事業に要する経費の1/3以内の額の(助成金上限1,000千円)の助成
青年農業者等組織活動支援事業	青年農業者等で組織する県段階の組織が、青年農業者の経営者能力の向上等のために実施する研修会の実施等にかかる経費を助成します。	地域の青年農業者の組織又は青年農業者の育成を目的とする農業者組織	当該事業に要する経費の1/2以内の額(上限150千円)の助成
海外農業研修派遣支援事業	国際農業者交流協会が実施する「海外派遣農業研修」の参加者に対して経費の一部を助成します。	海外派遣農業研修に参加する者	250千円(定額)の助成

6 選定方法

平成29年5月中旬及び平成29年11月中旬(農地集積設備導入支援事業に限る)に開催予定の公益財団法人香川県農地機構事業運営協議会における審査を経て決定し、結果を申請者及び意見書の提出があった市町長及び香川県農業協同組合代表理事理事長宛に文書で通知します。

7 問合せ先

〒760-0068 高松市松島町一丁目17番28号

公益財団法人香川県農地機構 担い手担当 電話 087-831-3211

平成29年度（第1次・第2次）担い手強化事業要望調査について

1 新技術実証チャレンジ支援事業

事業主体名	住 所	品 目	事 業 内 容	事業費(税抜) 千円	要 望 額 千円

2 農業体験研修支援事業

事業主体名	事 業 内 容	事業費千円	要望額千 円

3 農地集積設備導入支援事業

事業主体名	住 所	品 目	事 業 内 容	事業費(税抜)千 円	要望額千 円